

消費者トラブルにご用心！～特殊詐欺や悪質業者から身を守る為に～

消費生活のトラブルは消費生活センターにご相談ください！

消費生活相談員が、消費生活における様々な契約トラブルに関する相談をお受けし、消費者が自主解決できるよう助言・あっせんなどを行っています。

また、高齢者グループや市民団体などが開催する講座に無料で講師を派遣する「出前講座」も行っています。最新の特殊詐欺の事例や対処法を分かりやすく説明します！ぜひご利用ください。

【那須塩原市消費生活センター】

- ◆場 所 那須塩原市桜町 1-5
いきいきふれあいセンター内 1階
- ◆開設時間 月曜日～金曜日
(祝日・休日・年末年始は休所日)
午前 8 時 30 分から午後 5 時
- ◆電 話 0287-63-7900



特殊詐欺撃退機器を無償で貸出します！

- 対 象：市内在住で①～③のいずれかに当てはまる方
 - ①65 歳以上の単身世帯
 - ②全員が 65 歳以上の世帯
 - ③日中、65 歳以上の方のみになる世帯

- 貸出期間：1 年間
- 申込方法：窓口または申請書を郵送で申込み
- 申込窓口：本庁生活課、西那須野支所市民福祉課、塩原支所総務福祉課、箒根出張所
- 取り付け：市職員が訪問して取り付けます。
- 問い合わせ先：市生活課 ☎0287-62-7126

「この電話は振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が**自動録音**されます」



発信者に対して、**警告メッセージ**が流れます

「消費者だより第 4 1 号」のお詫びと修正について

令和 3(2021)年 9 月 20 日に発行いたしました「消費者だより第 4 1 号」の 1 ページ目「消費者被害の現状説明会」記事中に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げ、記事を修正させていただきます。

誤：
具体的な相談事例としては、インターネット通信サービスの契約に関するものが増えているそうです。電話勧誘によって通信サービスの契約をしたが、オプションが追加されており高額だったという事例があったそうです。電話勧誘であるため、クーリングオフができますが、もし設置工事をしてしまった場合は、工事代金は支払わなければいけないそうです。

正：
具体的な相談事例としては、電話勧誘によって光回線からアナログ回線に戻す契約をしたが、勝手にオプションが追加され、高額な契約になったという事例があったそうです。この事例の場合、電話勧誘であるため、クーリングオフの対象になるとのことです。

消費者講座のご案内

消費者講座は、市民の皆さまの消費生活に役立つ情報をお届けし、賢い消費者を育てるために、開催しています。

今年度は、「充実のライフプラン・相続ってなあに？」をテーマに、終活でやるべきこと、相続について、遺言書やエンディングノートの活用についての基本的な内容の講座を、右記のとおりで開催いたします。

終活について興味がある方、これから終活を始めようと思っている方などいましたら、お申し込みください。また、若い世代の方々も、将来のため、家族のためにぜひご参加ください。



那須塩原市牛乳消費拡大PRキャラクター みるひい

充実のライフプラン・相続ってなあに？

- ◆講師：金融広報アドバイザー 佐藤 実 氏
- ◆日時：令和4(2022)年1月21日(金)
午後1時30分～午後3時
- ◆場所：いきいきふれあいセンター
3階多目的ホール(桜町1-5)
- ◆対象：どなたでも申込可能です
- ◆料金：無料
- ◆定員：先着30名
- ◆申込方法：市生活課 ☎0287-62-7126
※電話にてお申し込みください。
- ◆申込期間：令和4(2022)年1月4日(火)
～1月18日(火)
- ◆主催：那須塩原市消費生活推進連絡会・那須塩原市生活課

「消費生活と環境展」を開催します!!

「消費生活と環境展」が2年ぶりに開催されます！今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を踏まえて内容を大きく変更して開催いたします。皆さま安心してご参加ください。

また、クイズを用意しており、回答してくださった方には、景品をプレゼントいたします。奮ってご応募ください！

詳細については、後日発表いたします。

わくわく

